# 人材確保等支援助成金

## (テレワークコース)

テレワークに係る制度を新たに整備し、テレワークを実施可能とする取り組みを行う中小企業、 所定のテレワーク実績基準および離職率目標を満たした中小企業に対して助成されます。

### 受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

#### 次のいずれかに該当する雇用保険の適用事業所の中小企業事業主

#### 【機器等導入助成】次のいずれにも該当すること

- 1. テレワーク実施計画を作成し、管轄の労働局に提出してその認定を受けること
- 2. 計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、テレワークに関する制度として、 所定の内容を規定した労働協約または就業規則を整備すること
- 3. 1. の認定を受けたテレワーク実施計画に基づき、実際にその取り組みを実施すること
- 4. テレワーク実施対象労働者のテレワーク実施状況が、テレワーク勤務を新規に導入する事業主にあっては(1)を、 テレワークの実施を拡大する事業主にあっては(1)および(2)のいずれの基準も満たすこと
  - (1)以下のいずれかを満たすこと
    - ①評価期間(機器等導入助成)において、1回以上、テレワーク実施対象労働者全員がテレワークを実施すること ②評価期間(機器等導入助成)にテレワーク実施対象労働者が週平均1回以上テレワークを実施すること
  - (2)評価期間(機器等導入助成)の延ベテレワーク実施回数を計画提出前3ヵ月と比べて25%以上増加させること
- 5. テレワークの実施促進について企業トップ等からのメッセージ発信を行うなど、 労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作りの取り組みを行う事業主であること

#### 【目標達成助成】次のいずれにも該当すること

- 1. 離職率に係る目標の達成
  - (1) テレワークに関する制度の整備の結果、評価時離職率が、計画時離職率以下であること
  - (2)評価時離職率が30%以下であること
- 2. 評価期間(機器等導入助成)初日から1年を経過した日からの3ヵ月間に1回以上テレワークを実施した労働者数が、 評価期間(機器等導入助成)初日から1年を経過した日における対象事業所の労働者数に、計画認定時点における 対象事業所の労働者全体に占めるテレワーク実施対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること

受給内容		
助成額(1企業あたり)	機器等導入助成	1 企業あたりの上限額
	支給対象となる経費(※1)の <b>50%</b>	支給対象となる経費(※1)の15%<25%>

- ※ ただし以下のいずれか低い方の金額が上限となります。
  - 1. 1企業あたり100万円
  - 2. テレワーク実施対象労働者1人あたり20万円
- ※ < >内は賃金要件を満たす場合
- ※1 支給対象となる経費は、以下の取り組みに要したもの
  - 1. 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
  - 2. 外部専門家によるコンサルティング
  - 3. テレワーク用通信機器等の導入・運用(一部テレワーク用サービスの利用料を含む) ※2024年4月1日より、仮想オフィスに係るサービス利用料、クラウドを用いた コミュニケーションツール・ペーパレス化ツールの利用料が助成対象
  - 4. 労務管理担当者に対する研修
  - 5. 労働者に対する研修

#### 取り扱い機関